

日 時：令和8年2月10日（火）19：30～21：00

場 所：ひだまりの家会議室及び研修室

出席者：委 員：田代一也会長、井之口敏則副会長、鎌田容子委員、北川由起子委員、
駒井芳弘委員、平田善之委員、中村昌司委員、八谷和美委員、
山口敏生委員、富永健二郎委員、
事務局：的場市民部長、上村所長、勝山係長、谷係長、藤原係長、畑中、横本

栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第3条に基づき、本会議を公開とした。傍聴者数は0名であることを報告。

1. 開会・進行（上村所長）

2. あいさつ（的場市民部長）

議事に入る前に、資料P36の栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条第2項に基づき、10名の委員の出席を以って会議が成立したことを確認する。

栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条の規定に基づき、議長を会長が務める。

3. 案件について

議事進行（田代会長）

田代会長からあいさつ後、案件（1）について議事。

（1）2025（令和7）年度事業報告について

事務局：説明に入る前に事務局から資料について一部訂正があります。P3の真ん中にある「2025（令和7）年度 図書コーナー「ゆめのくに」利用実績の①来館者数、貸出冊数、登録者数の10月来館者数について、1,150人となっていますが、正しくは、1,189人となります。それに伴い合計人数が9,360人から9,399人、前年度増減が2人から41人となりますので、訂正をお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

資料の構成について、2025（令和7）年度の実績報告について令和7年12月末現在での実績報告の資料となっています。

質疑応答は、下記のとおり。

委員：P28 の 6-2 のかきかた教室ですが、目的は、書いてある通りですが、成果について、つながりや学習意欲が高まったとありますが、例えば「あいさつをしなさい」、「しっかりと先生の話聞く」等、規範意識を高めるといったことも学習の中では大事なことはないかと考えています。また、中学生は、小学生に比べるとまだ良い方ですが、最近の小中学生の子どもに朝「おはよう」と声をかけても「おはよう」と言えない子が多いように思いますので、この学習の場で学んでほしいと思います。

事務局：学習の中で、規範意識を高めることも大事なことでと考えております。

委員：いろいろな事業について、取り組みをしていただき、その成果が上がっていることにうれしく思いました。その中で、R7 年度が始まったときに多岐の分野にわたる相談業務について、隣保館職員は、さまざまな会議や研修を通してスキルアップを図るとおっしゃっていたと思いますが、どのようなスキルアップをされましたか。
なぜこのような質問をしたかと言いますとひだまりの家の事業で、いろいろな成果があったと思いますが、この後の「ひだまりの今後のあり方について」R8 年度に廃止となる事業があります。その中の一つとして、就学前教育担当者会議があり、各園に家庭支援推進保育士が全園に配置されており、幼児課を中心にいろんな研修を一本化していくと記載されておりますが、就学前教育担当者会議の構成員が保育園や幼稚園の職員だけではなく小学校や中学校の先生も入っていたのが、小・中学校の先生が構成員でなくなることで、さらに充実した取り組みでなくなるのではないかと思います。

事務局：一つ目のさまざまな会議や研修を通してどのようなスキルアップを図ったのかという質問について、お答えします。県の行う研修や全国の隣保館職員が集まる研修に参加し、その取り組みに触れる。また、隣保事業や部落差別を始めとした現在の人権課題を学ぶために隣保事業士認定講習が年 1 回 9 月頃にあり、ひだまりの家の職員 1 名が参加しました。引き続き今後の事業に生かしていけるように考えております。

委員：R7 年度の会議や研修を通じたスキルアップを具体的な事業として挙げていただいているので、その成果についても記載していただきたいと思います。

事務局：わかりました。

委員：2 つ目の就学前教育担当者会議の質問については、案件（2）の「ひだまりの今後のあり方について」話がありますので、その時に回答するという事で進めたいと思います。

委員：わかりました。

委員：P11の4-2 老人福祉センター機能の風呂の利用者の減少について、報道で見たのですが、レジオネラ菌の検出による風呂営業停止の影響がありますか。

事務局：風呂営業を一時停止した期間がありましたので、その影響は若干あると思います。

委員：P23の5-7 中学生自主活動学級について、中学生の進学率や就職率が良くなっているのは聞いておりますが、現在の傾向がどのようになっているのかをお聞きしたいです。

事務局：本年度自主活動学級の対象者は全員高校へ進学しています。

委員：進学している人数は何人ですか。

事務局：本年度自主活動学級の対象者は8人です。

委員：そのうち高校へ進学している人数は何人ですか。

事務局：毎年自主活動学級の対象者は全員高校へ進学しています。

委員：少ない人数ですが、高校へ進学しているのですね。

事務局：学年で言いますと人数が多い学年でも4人であったりするのですが、全員高校へ進学をしています。

委員：大学へは、何人進学していますか。

事務局：年にもよりますが、今年度では3名大学へ進学をしています。

委員：何名が就職していますか。

事務局：大学へ進学しなかった子が就職をしています。

委員：安定就労についてはどうですか。

事務局：若年者の就労継続の難しさがあります。

委員：進学して就労するのは、重要なところですので、今後も力を入れて継続していただきたいと思います。

委員：P9の4-1 隣保館デイサービス「ひだまりひろば」について、利用者を対象にした人権講座を開催したと成果が挙がっておりますが、約何回どのような内容でされていますか。また参加者は何人いたのかを教えてください。

事務局：隣保館デイサービス「ひだまりひろば」の人権講座となっており、1週間（火～土曜日）を人権週間として、美里在住の方の話を聞き、人権についてのDVDを鑑賞する形で実施しています。利用者は、1週間で約50人が受講しております。

委員：12月の人権週間の時に実施しているのですか。

事務局：「ひだまりひろば」の中で人権講座を設けて、9～10月の間に実施しています。

委員：「ひだまりひろば」の中で人権講座を実施しているということですか。

事務局：はい、その通りです。

委員：ひだまりの家でさまざまな事業をされていて、その成果がある中で、2点質問いたします。全体的に言えることですが、1点目は、P6の3-2生活相談の課題と対策で、「生活状況の改善について、今後も関係機関や地域の方々と連携して取り組んでいきます」とありますが、さまざまな関係機関とつないだ結果の最後の追跡結果はどうなっていますか。つまり、関係機関につないだ後、そこで終了するのかその後の追跡調査をしているのかを教えてください。2点目は、「ひだまりの家の今後のあり方」で触れると思いますが、P3の(4)地域交流及び人権啓発で、PR不足が原因と考え、より多くの人にひだまりの家を知ってもらうために市の公式LINEの活用やボランティア団体や福祉団体と連携していきたいとありますが、もう少し具体的にこれから協議していくのかそれともある程度方向性を見出して、このようにしていこうと考えておられるかを教えてください。

事務局：ご意見ありがとうございます。1点目生活相談について、追跡はどうなっているのかとの話であったと思いますが、生活相談は、1人の相談者について継続して支援する中で、相談に必要なものについては、関係機関と連携するという事で、関係機関としては、市役所の長寿福祉課や障害福祉課、社会福祉課等いろいろあります。定期的にケース相談をしており、その中で連携しております。一人ひとりの方に対して、この方に何回、結果について情報共有しながら、実際に問題が解決できているか、寄り添っているかを実績としており、件数としては少ないですが、一人ひとりの支援として情報共有しつつ実施しております。

委員：お互いのやりとりはありますか。

事務局：はい、あります。その中でまだ解決していない案件については、関係機関と情報共有をしてどこにつなげばよいかケース会議で話をしました。

委員：関係機関とつなぐだけではなくてその後のフォローもしていただきたいと思います。

事務局：寄り添いということでその後どうですかと声をかける等して、介護保険につながった事例もあり、実際に介護職の方とその後どうなっているか連絡を取る等して情報共有をしております。

委員：私は、市民代表として委員をしており、民生委員の学区代表をしております。地域の方の体調が悪いという方がこの地域の民生委員を知らないということで、他の学区の方から私に連絡があったとき、ひだまりの家が対象の方にすでに支援をしていると聞きました。ひだまりの家の職員が連携して行っていることを感じました。もう一つは、デイサービスの隣保館施設のPRが、今年度他の施設や会議の場で話をされていたのかどうかを思います。毎年民生委員・児童委員協議会の学区の定例会議に参加された方や近隣の方へのお風呂利用の周知等の話があるのですが、本年度はなかったように思います。民生委員は、3年に一回役員改選で人が変わっていることもありますので、ひだまりの家を周知するためにも各学区に行かれてもよいのではないかと思います。

事務局：そうですね、PRについてですが、次年度に向けて、文化祭のことを含めて、福祉関係団体等（ボランティア団体等）にひだまりの家のコミュニティホールを使用していただき、次年度につなげていけるよう連携を模索していきます。

委員：P11の4-2 老人福祉センター機能のお風呂ですが、これは、高齢者だけが利用できますか。

事務局：そうではないです。子どもから高齢者まで利用できますが、利用料金が必要です。

委員：誰でも利用できますか。

事務局：市内・市外の方どなたでも利用できますが、利用料金が異なります。

委員：その辺りもPRできるとよいと思います。

事務局：わかりました。

委員：P13の5-1 就学前教育担当者会議で、いろんな関係の方が参加されておりますが、参加された感想を教えてください。

事務局：就学前教育担当者会議の話し合っている内容でよろしいですか。

委員：良いのか悪いのか。参加しやすいのか、参加しづらいのかを教えてください。

事務局：参加後の感想やアンケートを取っておりませんが、自分を振り返る機会として、自分自身が無意識に人を傷つけているのではないかと差別をなくすことが自分一人では考えられない部分を人とつながって話をする中で、差別をなくすということはこのようなことですね、人とつながって自分を確かめあっていくことですねということがこの会議で振り返る中で、感じるができるということを聞いています。

井之口委員：すすく教室ですが、普段からの学習習慣が身につけていないから参加者が少ないのか、保護者の学習への意識が低いので、参加者少ないのかどちらですか。

事務局：土曜日に習い事が入っていて、在宅している子が少ないところがあり、学習習慣だけではなくこの時間帯の参加の難しさが、自主活動学級の中や個別の対応などの学習支援で対応していきたいと考えております。

委員：P29の6-3 各種講座の実施と自主活動サークルの育成ですが、自主活動サークルがこの施設を利用するのに利用料金がかかりますか。

事務局：今、ひだまりの家に登録している自主活動サークルについては、利用料金を頂戴しています。

委員：ひだまりの家に登録をしなくても施設利用料金はかかりますか。

事務局：ひだまりの家に登録せずに利用することはできません。今まで紙の台帳に記録して、利用する形となっていました。R7年度から公共施設予約システムを使用することになり、ひだまりの家を利用する団体は、申込審査を受けて登録することになります。

委員：ボランティア的な活動であっても利用料金は発生しますか。

事務局：申込登録時にどのような目的でひだまりの家を利用するかを審査し、登録を決定します。ボランティアの目的であればその内容を審査して判断します。

委員：なぜこのようなことを聞いたかを言うと他の市町では、ボランティアの方が識字学級をされていて、その方が行うボランティア教室について利用料を徴収するのはおかしいのではないかと話がありました。

事務局：今までは、例えば、P29の②自主活動グループは、利用料を徴収していますが、P29のひだまりの家が主催する①の各種講座は、利用料を徴収していません。そこで学んだことを独立して自主グループとして活動されている団体は、昔は利用料を無料としていたが、いつからかひだまりの内部で徴収する必要があると判断して、利用料を徴収することになっています。ひだまりの家は、社会福祉施設の隣保館として、「栗東市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」（以下：規則という）により、違法でない限りは施設の目的からすると無料ではないかとの解釈ができると考えます。地元で独立して長く活動されている方や駅前のカルチャースクール等ではないので、この解釈をもう一度見直すよう指示しています。

委員：利用料が壁になると利用が広がらないことから、利用を地域内外に広げることが隣保館の設置要綱にも謳われております。

(2) 2025（令和8）年度 運営方針（案）及び事業計画（案）について

事務局：資料に基づき説明。

委員：2024（令和7）年度 運営方針（案）及び事業計画（案）がないので、比較ができませんが、2025（令和8）年度 運営方針（案）及び事業計画（案）の具体的にどの部分が変わるのかを教えてください。

事務局：P34の相談業務についての複合的な悩み（家族、生活環境等）を持つ方への対応を記載しております。

委員：2025（令和8）年度 運営方針（案）及び事業計画（案）とひだまりの家の今後のあり方について関連がありますので、併せて質問・意見をいただくようお願いします。

委員：「ひだまりの家の今後のあり方について」（3）教育事業で、全小学校のうちどれだけ研修を受け入れていますか。

事務局：運営審議会本編資料P2の下に小学校研修受け入れが6団体となっています。国スポ・障スポの関係で、12月までの研修数が減少しており、1・2月で研修数が増加しております。今月で市内9小学校が全部来ることとなります。

委員：2025年12月31日現在の数字であるとの理解でよろしいですか。

事務局：そうです。

事務局：「ひだまりの家の今後のあり方について」の別紙資料（3）教育事業の①就学前教育担当者会議の廃止とありますが、就学前教育担当者会議と幼児課で中心となって行う研修が同じような内容で2本立てでしている状況になっています。幼児課主体で行っている内容も基

本的に変わらず、同和保育を原点に差別の現実に学ぶということで、ひだまりの家でも多くの研修をしています。ひだまりの家で統合できる事業については統合する。他の関係課等統合するものは、資料の見せ方として廃止と記載しておりますが、内容としては変わらないです。今日も人権教育担当者会議があり、ひだまりの家での開催にこだわっており、担当者同士の取り組みや思いの交流をしています。小・中学校の加配の先生の関わり方ですが、十里地域教育担当者会議に参加しており、大宝西保育園・大宝西幼稚園・大宝西小学校・栗東西中の保護者人権研修では、お互いに案内を出し合って行き来しています。そのような中では、この地域の思いを共有しながら進めておりますが、「ひだまりの家の今後のあり方について」の中では、廃止や統合と記載しております。

委員：今後、就学前だけではなく小学校中学校のいろんな子どもたちと活動をされるということですか。また、名称が変わるということですか。

事務局：今ある取組が重なっている部分がたくさんありますので、幼児課主催の事業については、基本保・幼が対象となりますが、ひだまりの家で取り組んでいた就学前担当者会議は幼児課と話をしながら小・中加配の先生にも案内を送るなど検討をしていきます。

委員：今まで就学前教育担当者会議の主体は、ひだまりの家であったのが、幼児課が主体で研修等を考えていけますか。

事務局：今、幼児課が主体となってしている研修があり、内容が重なっているところがありますので、幼児課主体で行っているものに中身を移行していく、地域の思いを届けていく形でしていきたいと考えております。

委員：栗東市社会福祉協議会（以下：社協という）として、ボランティアセンター（以下：ボラセンという）が会議する場所はどこでもありますが、エレクトーンやギター等音が出る楽器を使用するボランティア団体の活動室がなくなるため、その行先を考えているところであり、コミュニティセンター（以下：コミセンという）治田西でボランティア活動団体の利用ができるかどうかのウエイトが大きくなっています。

事務局：社会福祉施設としてのひだまりの家に多くの方が来ていただくためにホームページに掲載する等しかけをする中で、来ていただくことが重要であると考えております。今年度に入って社協事務局とボランティア団体がひだまりの家を利用してほしいという話をしていました。そこは、ボランティア団体の方もぜひ利用したいと回答をいただいております。その後協議が一時滞っておりましたが、本日、社協事務局とボラセン事務局と協議をしております。基本的にはボランティア団体としてボラセンに登録している団体であり、その団体が楽器を使用する場合、ひだまりの家のコミュニティホールは、事業がない場合空いているのでその場所の利用を考えております。その利用料は、規則の解釈として、市が補助金を出している団体が使用する場合は基本無料とします。ボラン

ティア団体は補助金が出ていないですが、そこを社協やボラセンが借用する（実際はボランティア団体が使用する）ことで、全額減免できるよう話を詰めていきたいと考えています。

委員：その話は聞いている一方で、コミセンは、利用料が必要であると言っているのですが、その部分の整合が図れるよう市が整理する必要があると考えます。ボランティア団体が全額減免で利用できるようお願いいたします。

委員：そこは良い方向で話がまとまるようお願いいたします。

事務局：コミセンは教育施設で、ひだまりの家は社会福祉施設であるため、そこはできるかぎり柔軟に解釈していきたいと考えています。

委員：わかりました。

委員：(3) 教育事業の③自主活動学級・子育て支援事業「にこにこくらぶ」ですが、記載の中に「～混住世帯が増え～」とありますが、小さい声ではありますが、美里地域に対象者がいないわけではないのでそのあたりの配慮をお願いします。

事務局：子どもがいる世帯が減少してきたことが全面的な理由ではなく、この地域で生まれ育って昔からある部落差別を起因とする課題に教育面での支援が必要であったことを考えると、今の混住世帯の方の生活面での子どもの学びや生活面の支援が一緒ではないと考えています。しかし、差別をなくすつながりや差別自体が間違っていることを保護者に理解していただき、共に差別をなくすつながりを広げていく意味では、しっかりとした取り組みが必要と考えます。子育て支援事業の中でも継続して参加されている保護者の中には、保・幼の取り組みの充実も後押しされていると思いますが、保護者自身の部落差別問題に関心が少しずつ高まり、その差別はおかしいということと共に考えたいという声もあります。ぽかぽか広場のプチ人権の短い約15分の時間ですが、この時間を楽しみに来てくださる保護者もおられ、地域の方に話をさせていただく時間を設けたとき、その思いに触れて涙する保護者がいました。近隣の差別をなくすつながりを大事にしたい思いがあり、統合するという決断をしました。

委員：地域外の方にもつながりを広げるのはいいことだと思いますが、やはり地元の方のつながりも大事にさせていただきたいと思います。

事務局：わかりました。

委員：他にご意見はありますか。ご意見がないようですので、以後の進行は事務局にお返しします。

事務局：田代会長進行ありがとうございました。

本日は、長時間に亘りまして、協議をいただく中で、貴重なご意見を頂戴しありがとうございました。ひだまりの家の運営にあたりまして、取組課題としていただいた意見を活かしていきたいと思えます。また、先ほど委員よりひだまりの家の周知、PR不足の意見をいただきましたが、何かPRできる場面を作らせてもらうべく高齢者はつらつ教養大学を所管する生涯学習事業の担当課と協議をさせていただいております。「ひだまりひろば」や学区の民事協に声をかける等積極的にしていくとともにひだまりの家が市民に愛される、求められるすばらしい施設にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

閉会（副会長 あいさつ）

事務局：事務局から連絡事項があります。本日の運営審議会の委員報酬は口座振込となり、後日振込のご案内を送付します。

また、本年3月末で委員の任期が終了します。委員の皆様には貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。令和8年度は、各団体宛てに委員の推薦依頼を送付しますのでご協力をお願いします。次回の運営審議会は、7月頃を予定しております。

事務局：これにて、運営審議会を閉会といたします。本日は、本当にありがとうございました。